

奈良県告示第三百四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による
認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成十九年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目五 〇番一号	平成二十二年十一月三十日
医療法人岡谷会	奈良市南京終町一丁目二 五番地の一	平成二十二年十一月三十一日